令和７年度７月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和７年　７月２２日（火）
時間：１３時３０分～
場所：邑南町役場　大会議室

出席農業委員　１２名（欠席１名）

１　三上　孝行	２　沖田　　浩	３　荒木　晃夫	４　服部　耕二
５　種　　克也	６　服部　信彦	７　椿　　徹	８　片岡　里美
９　植田　眞二	10　松﨑　寿昌	11　宮本　　武	
13　高木　敏彦			

出席推進委員　５名（欠席　名）

	３　高橋　道明	７　川本　雅雄	８　東　　廣司
12　三田　　誠	13　上田　義憲		

議事日程

第１　会長挨拶
第２　議案
- 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
- 議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
- 議案第４号　農地法第２条に規定する農地でない土地の証明について
- 報告第１号　農地法第３条の３の規定による相続等の届出について
- 報告第２号　農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

その他
(1) 事務連絡
(2) その他

会議の概要

議長	えっと、それでは定刻が来ましたので第4回の邑南町農業委員会の総会の方を始めていきたいと思います。6月の末ぐらいに、梅雨が明けてからずっと暑い日が続いてまして、だんだん稲の方も熟れ始めたというか、熱持ったのとこもあって、なんか今年は稲刈りの方も早くなるんじゃないかなあというふうないうような気がしとります。それと暑い日が続いとるいう事で、また米の方の品質の方の寒暖の方、心配されるんじゃないかなあと思っとります。このあと、農地パトロールの説明会もありますのでよろしくお願い致します。暑い日が続きますので、体調の方はくれぐれも気をつけられまして、日々仕事の方よろしくお願いします。本日の欠席者ですけど、12番の大石委員さん。欠席届が出ております。 2番の議事録署名委員の指名ですが、今月は6番の服部委員さん。7番、椿委員さんでお願い致します。　それでは議題の方に入っていきたいと思います。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。今月は、2件上程されとります。事務局の方、読み上げをお願い致します。
事務局	はい。それでは、読み上げをさせて頂きます。始めに、申請番号073-12。農地の所在は上口羽××-×。登記地目が田。面積が556㎡。同じく、上口羽××-×。登記地目が田。面積が747㎡。同じく、上口羽××-×。登記地目が田。面積が141㎡。3条の無償の所有権移転です。譲渡し人は○○○○さん。譲受人は●●●●さんです。 続きまして、申請番号073-14。農地の所在は原村××-×。登記地目が田。面積が2076㎡。同じく、原村××-×。登記地目が田。面積が856㎡。同じく、原村××-×。登記地目が田。面積が746㎡。同じく、原村××-×。登記地目が田。面積が1008㎡。3条の無償の使用賃借権です。譲渡し人は、△△△△さん。譲受人は▲▲▲▲さんです。以上、2件です。
議　長	はい。それでは、説明の方に入っていきたいと思いますが。073-12の件が、私の案件ですので、進行の方。代理と交代して進行させていただきます。 ～議長交代～
(代理)	はい。失礼します。12の件が、会長の案件ですので、私と代わって進行させていただきます。会長、聞き取り、それと現地確認の説明をお願いします。
会　長	はい。それでは、073-12の件に関して、説明の方していきたいと思います。場所の方が、地図の方見てもらいますと。右手側、真ん中に白い道が通ってると思いますが、右手側が役場羽須美支所の方になります。場所的には、役場羽須美支所から、約2㎞の花桃の場所である。川角集落の方へ上がった川角集落という所になります。譲受人の●●さんは、昨年ぐらいに12月にUターンでこちらの方へ帰ってこられましたが、水稲の方。田んぼの方は、今までもずっと作付けさしていたような状態です。この譲受ける場所は、地図に沿って＊＊＊まで書いてある所が、今回の●●●●さんのお宅で、自宅でして。その、前側ぐらいに●●さんの田んぼの方もありまして、これが並びになったような田んぼです。××は今までも作付けされとったみたいで、今回、所有権を移転したいという事で、今回の案件のような運びとなったようです。ですんで、作付けとかいうのは、問題な

	く現実となっとります。チェックシートに照らし合わせても問題ないと判断しております。昨日なんですが、推進委員の高橋さんと●●さんと面談の方いたしていりります。以上です。よろしくお願い致します。
(代理)	はい。ありがとうございました。高橋推進委員さん、付け加える事ありましたら・・。
推３番	ないです。
(代理)	はい。ありがとうございます。では、この 73-12 の案件に対しまして。意見、質問等がある方は、挙手の上お願い致します。 ありませんでしょうか？ (意見質問なし)
？？？	はい。ありません。
(代理)	でしたら、審議に入りたいと思います。
？？？	採決、採決。
(代理)	ああ、採決に入りたいと思います。許可相当と認められる方は、挙手をお願い致します。 (全員挙手)
(代理)	はい。ありがとうございます。全員一致で許可相当と認められます。では、会長と代わります。 ～議長交代～
議　長	はい。ありがとうございました。 続きまして、申請番号 073-14 の件に関して。椿委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
7　番	はい。申請番号 073-13。貸主△△△△さん。借主▲▲▲▲さん。使用賃借の契約についての説明でございます。申請場所は、瑞穂地域。高原地区の出店口集落になります。地図を見てやってください。それと、分かりにくいんですけども。町道仁摩邑南線と集落、出店口集落の水田を囲むように走っている町道。それの両側になります。1 筆だけ、その町道から少し離れた谷間の中に田んぼの、数、ある程度あるんですけど。　その中の 1 筆が、申請地になっとります。貸主の△△△△さんは、広島に在住で。借主の▲▲▲▲さんは、ようは親戚関係になります。▲▲▲▲さんは、家族で水稲を中心に農業をされております。申請地は、亡くなられた推進委員であった＠＠＠＠さんが耕作管理されておりました。今までに。その申請地が中山間と直接支払いの実施区域内農用地であった為に、皆さんに相談されて▲▲さんが管理されることになり、今回の申請になりました。7 月 14 日に推進委員の東さんと現地確認と面談を行っております。昨年は水稲の作付けは、亡くなられた関係でされておりません。今年も、この話が決まるのを遅かったために、苗の確保が出来ず自己保全管理になるようでございます。チェックシートに照らし合わせ、問題ないかと思いますがご審議ください。よろしく、お願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。東推進委員さん。何か付け加えたりする事ありますか？

推８番	付け加える事はございません。ご審議の方、よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。審議の方に入っていきたいと思います。先ほど説明していただきました。073-14 の件に関してご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。
６　番	ちょっと、すみません。
議　長	はい。どうぞ。服部委員さん。
６　番	あの、質問というかでうすね。今、現状。どうなっているんですか？
７　番	現地調査をしました。草はね、圃場はしっかり刈ってあります。
６　番	はあ。それは、どなたが刈っている？
７　番	▲▲さん。
６　番	はあ、▲▲さんがやっとりんさるんですか。いやあ、結構ね。こういう場合って結構増えると思うんですよ。で、１年ブランクにして、２年目からやるとかいった時に、果たしてそこをね。どがあなもんかなあって思うて。
７　番	ただ、中山間の関係もありますんでね。
６　番	そうだと思うんすよ。場所は、同じだし。
７　番	手伝って協力されるとは思いますが。原則、▲▲さんがやられるそうです。
６　番	見た目、動かしゃいきそうな感じですか？
７　番	そうです、そうです。多分、一×とった状態よりは出なかってはございます。
６　番	分かりました。結構、このパターン結構出てきて。じゃあ、2 年目からやるっつた時にね。それなにしてないと、なかなか起こすの大変じゃないかなと思ってたんですけど。じゃあ。いいです、いいです。すみません。ありがとうございます。
７　番	はい。
議　長	他に、ございますでしょうか？ （意見質問なし） ないようでしたら、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 073-14 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について。今月は、1 件上程されております。事務局の方、読み上げをお願い致します。
事務局	はい。それでは、申請番号 074-4。農地の所在は雪田××-×。登記地目が畑。面積は 28 ㎡。申請人は、□□□□さんです。転用目的は墓地です。所要面積は土地造成が 28 ㎡。墓碑 1 基が 0.85 ㎡です。転用理由は、申請地を整地し墓碑の敷地として利用したいです。この土地は、第 2 種農地です。農用地区域除外を平成 16 年 1 月 19 日に除外済となっております。農地法第 4 条第 6 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。こちら、追認の案件ですので顛末書が添付されております。以上、1 件です。
議　長	はい。ありがとうございます。それでは、審議の方に入りたいと思います。種委員さん。現地で調査及び聞き取りの説明をお願い致します。

５　番	それでは、失礼を致します。農地法第４条。申請番号 074-4 について説明をいたします。場所ですが、地図を見てもらいたいと思います。￥￥￥￥さんという家があるんですが、その上に、道路があると思うんですが。これが、県道浜田作木線。雪田大橋より町道雪田線に入って、約３㎞の地点に位置します。その３㎞行ったとこの竹組集落に□□□□さん宅があります。現地確認ですが、16 日の午後 15 時半より、約１時間。□□さんの実家の元に服部推進委員と実施いたしました。現地を確認してみると、顛末書類が添付されているので、多分、実家の墓が建っているんじゃないかと予想して行ってみると。立派な墓が建っておりました。説明を聞くと、平成 15 年、羽須美村役場時代に、農業委員の担当の職員に相談をして、書類を作成してもらったそうなんですが。農地変更もせずそのままにしており、平成 16 年に父親の＠＠さんが亡くなられ、現在の墓地を建てられたという事です。今回は、登記変更まだしていなかった為、＃＃行政書士の方に依頼して実施したところ。まだ畑のまんまになって、転用がまだやってないことが発生したという案件であります。参考にした、農地転用チェックシートの元に確認したところ、なんの問題もないと服部推進委員と判断を致しました。以上、説明を終わります。よろしくお願いを致します。
議　長	はい。ありがとうございました。服部委員さん。
５　番	休みです。
議　長	はい。先ほど、説明をしていただきました。074-4 の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。 ありませんか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 074-4 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手の方をお願い致します （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、議案第３号農地法第５条の規定による許可申請について。今月は、２件上程されております。事務局の方。読み上げの方をお願い致します。
事務局	はい。始めに、申請番号 075-6。農地の所在は、中野××-×。登記地目が畑。面積が 663 ㎡。無償の使用貸借権の設定です。譲渡し人は◇◇◇◇さん。譲受人が◆◆◆◆さんです。転用目的は、個人住宅で。申請理由は、邑南町での勤務となり実家横の申請地に住宅を建築したいです。所要面積は、土地造成が 663 ㎡。個人住宅が 135.68 ㎡。進入路が、116 ㎡。駐車場５台分が、89 ㎡です。この土地は第３種農地です。施工規則第 43 条第１号により許可できるものと判断しております。 続きまして、申請番号 075-7。農地の所在は、矢上××-×。登記地目が畑。面積が 620 ㎡。有償の所有権移転です。譲渡し人は、☆☆☆☆さん。譲受人は★★★★さんです。転用目的は、個人住宅で。申請理由は、申請地に個人住宅を建設したいです。所要面積は、土地造成が 620 ㎡。個人住宅が 127 ㎡。進入路が、83.25 ㎡です。この土地は第２種農地です。農用地区域外です。こちら、農地法第５条

	第2項ただし書きにより許可できるものと判断しております。以上、2件です。
議　長	はい。ありがとうございました。それでは、審議の方に入っていきたいと思います。服部委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の説明をお願い致します。
４　番	それでは、075-6番について説明致します。今月15日に上田委員と、現地確認並びに◇◇さんとの話し合いをしてまいりました。それによりますと、☆☆さんの、今度貰われます◆◆◆◆さんですか？これの一家は、こちらに帰ってこられて、奥さんは◇◇さんの娘さんだそうです。来年の3月いっぱいでこちらに帰られ、4月からこちらで勤務されるという事ですが。住宅がいるという事で、郷の横に現在、あの田んぼとなっておりますが。休耕田として、維持管理されていた土地を借りて、そこに住宅を建てたいという事だそうです。農業チェックシートには問題なく、あとは本人さんが年内にここに、家を建てたいという事で。なんか、進んでおるそうです。いうような事で、あまり何も問題ないと思われますので、よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。上田推進委員さん。付け加えたり補足するような事がございましたらお願い致します。
推13番	ありません。よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。それでは、審議の方に入っていきたいと思います。先ほど説明して頂きました、075-6の件に関してご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 はい。椿委員さん。
７　番	説明によりましたら、貸主と借主は親子関係になるんですよね？
４　番	そうです。
７　番	そうですね。だけえ、当然。無償であろうし。
４　番	ええそうです。無償。　貸借だけねえ。
７　番	貸借？
４　番	まあ、親子だけえねえ。そこは、旦那さんが・・。あの・・。婿さん。
７　番	うんうん。でも、使用貸借いうのは無償だよねえ？
事務局	無償と聞いております。はい。
７　番	ねえ。
４　番	奥さんが、4月から邑智病院に勤務だそうです。旦那さんが、まだ広島市内の病院で勤められるという事です。
７　番	はい。すみません。
議　長	はい。他にございますでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号075-6の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号075-7の件に関して。植田委員さん。現地での調査及び聞き取りの説明をお願い致します。

9　番	それでは、説明さしていただきます。申請番号 075-7 の 5 条の有償での所有権移転の説明をさせていただきます。場所については、すみませんが、9 ページの左側の地図をご覧下さい。今回の申請地から、この地図上では上側。道路は実際下がっておりますけども、四差路の交差点にあたります。まっすぐ行くと日和、日和トンネル。左に行くと、雲海ロードと書いてありますが。球場過ぎ、瑞穂インター方面。また反対に、右に行くと矢上、中野、井原方面の四差路にあたるような状況です。下に道路上へ下りますと、＄＄＄＄公園の四差路にあたるような位置関係でございます。この申請地から交差点までが、約 100ｍのような関係になっております。経緯につきましては、引受人の★★さんは当地鹿子原の出身で両親は既に亡くなられておりますが。現在、邑智病院に勤務されておられます。せっかく地元に帰ったのだから、転出をするなら当集落を希望されまして、知人をかえしまして、色々な場所を探されたそうでございます。そうした関係で、今回の申請地が一番気に入ったと。いうような事で契約に至ったと聞いております。実際、登記上は畑ですが、所有者の方に聞き取りをいたしますと。今回、分筆してちょっと面積的にも 620 ㎡等になっております。1 筆は、もうすでに 1130 ㎡ぐらいの大きな農地でございますが、この農地でちょっと左でちょっと斜線でちょっと切ってありますが。その手前側が、今回の申請地になります。所有者に聞くと。からの聞き取りでは、何十年も耕作をされておられず、当面草刈りというような形で、場所聞くところによっては、若干低い立ち木が立ったような所も見受けられました。また、あの次の案件で、案件 2 条で出ますけれども。奥側は今言いましたように、別ですので、4 の番地が付与されとりまして、今回の申請場所は奥側。1m ぐらい若干低い位置で、続いたような敷地になって工事も全く、ちょっと若干状態が悪いいうような農地でございました。7 月 19 日に、三田推進と☆☆さんと面談して、内容、聞き取り等をしながら。チェックリストを照らしながら現地確認を行い問題ないんじゃないかと思いました。審議の方、一つよろしくお願いを致します。
議　長	はい。ありがとうございました。三田推進委員さん。何か、補足や付け加えたりすることはありますか？
推 12 番	ありません。よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございます。先ほど説明していただきました、075-7 の件に関して。ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 ございませんでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 075-7 の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第 4 号。農地法第 2 条の規定する農地でない土地の証明について。今月は、2 件上程されております。事務局の方で、読み上げをお願い致し

	ます。
事務局	はい。申請番号が 072-2。土地の所在が淀原××。登記地目が田。判定地目が山林原野。面積が 218 ㎡。同じく淀原××-×。登記地目が田。判定地目が山林原野。664 ㎡。同じく、淀原××。登記地目が田。判定地目が山林原野。面積が 208 ㎡。申請人が○○○○さんです。申請理由ですが、現状。雑草、木が繁茂しており耕作が難しい状況。農地の形状が悪く、耕作困難な為 20 年以上前から管理不能となっている。となります。 続きまして、すみません。申請番号。議案書の方が 073 となっとりますが、072-3 です。すみません。修正をお願いします。申請番号 072-3。土地の所在は矢上××-×。登記地目が畑。判定地目が山林原野。面積が 510 ㎡。申請人は△△△△さんです。申請理由ですが、木が繁茂しており、機械等により耕作できる状態に戻す事が困難。即土の加齢に伴い、管理が不可能となったです。以上、2 件です。
議　長	はい。ありがとうございました。それでは、審議の方に入っていきますが。申請番号 072-2 に関して、沖田委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の説明をお願い致します。
2　番	では、072-2 のについて。非農地の土地のしょう例についてご説明致します。この案件は、7 月 17 日に所有者の○○○○さん。それから推進委員の川本さん。それと、私 3 人で現地へ向かいまして、現地確認並びに聞き取りをさせて頂きました。地図で、ちょっと現地を確認して頂きたいんですが。左側の地図で真ん中に横に走っておりますが。ちょっとこれ、地図が現況の地図とちょっと違うんですが、まだまだ道路が広い感じですが。これが右側に行きますと、淀原に地方の＆＆＆公園がありますが。そちらの方に向かいます。左側は、このまま行きますと、出羽から瑞穂中学校へ向かっている町道がありますが、これにつながる位置となります。それで、今回の非農地の申請が出た場所ですが。この××-×の地番。これの約半分は、現在＆＆＆公園が何年前か、町が整備した関係で、そこへ町道が抜けておりますが、半分くらいが道路の状態なってます。それから、××は、その道路の関係でしょうか？その残土のすみの法面。という形のような。○○さんにお聞きしたんですが、「およそ、この辺だろう」いうくらいの感覚しか本人も、もっとられませんので。今日来て、航空写真を見ましたら、そういう形になっておりまして、それから、一つ離れたところに地番のない。今回申請が出ておりますが、ここは森脇さんも私たち 2 人もちょっと場所的に確認ができないくらいのちょっと、ここに判定地目となっておりますが、山林の予想になっております。それで、今回この状態を元の農地に復帰するのは、ちょっと困難であろうと。確認をいたしました。どうか、非農地の証明についてよろしくお願い致します。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。川本推進委員さん。何か補足するような事がございましたら、お願い致します。
推 7 番	補足することはございませんので。審議の方、よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。それでは、先ほど説明して頂きました。072-2 に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致しま

	す。 ございませんかね？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 072-2 に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、072-3 の件に関しまして、植田委員さん。また、説明の方をよろしくお願い致します。
９　番	はい。それでは、申請番号 072-3。2 条で農地でない土地の証明について、ご説明をさせて頂きます。地図を見て頂けば、あっと思っていただくと思いますけれども。先ほど、5 条の関係で出た。住宅を建てられる奥側の場所になります。その場所は、ちょっと点線で書いてある所からの漏れというか、一角になりますが、先ほど言いましたように若干 1ｍくらい下がっている状態で、ずっと推移されて。以前は畑として使用されておったんかも分かりませんけども。今、現在、現地を確認する限り、全くそんな気配はなく、立木がものすごいたち。すんでおりまして、手前はこの度、結果的には良かったんですが。草刈り等はされておりまして、よろしいんですが。奥は全く手がついておらずに、伸び放題のような感じでございました。なかなか、元へ戻すということも見る限りちょっと困難じゃないかなと思います。申請通り、非農地証明という事で一つよろしくお願い致します。まあ、場所については 5 条の関係と続いておりますので、同日 7 月 19 日に現地確認を致しました。よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。三田推進委員さん。何か付け加えたり・・・。
推 12 番	ありません。よろしくお願い致します。
議　長	先ほど説明していただきました。072-3 の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手をして、発言の方をお願い致します。 ございませんでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 072-3 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、報告の第 1 号。農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の届出について。4 件ございますが、読み上げ等致しません。目を通していただきまして、質問があれば、質問の方よろしくお願いいたします。 ～ご覧中～
議　長	質問等がなければ、報告ですのでこれで。次の報告の第 2 号の方ににいきたいと思います。報告の第 2 で農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)。

	一つあります。　これも・・。
事務局	これも、報告のみで。
議　長	説明なしで、目を通していただきまして。ご質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。 ～ご覧中～
議　長	ないようでしたら、このまま終わらして頂きまして・・。議題の方は、これで終わりまして。 ４番の、その他 （その他） （1）事務連絡 （2）その他 次回の総会は、８月 21 日（木）14：00 からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会　　長　　印

議事録署名委員　　印

議事録署名委員　　印